

南アルプス市と東京農業大学との包括連携協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）とは、豊かな地域振興に向けて、ユネスコエコパークの理念に基づいた経済、産業、環境、健康及び人材育成等の分野においての相互の包括的な連携に関し、次により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力することにより、ユネスコエコパークの理念に基づいた地域活性化に資することを最大の目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) ユネスコエコパークの理念に基づいた地域の活性化に関すること。
- (2) 遊休荒廃農地の再生に関すること。
- (3) 農産物流通の創造、南アルプス市ブランドの構築に関すること。
- (4) 移住・定住、健康増進に関すること。
- (5) 就職、就農支援による人材の相互育成・教育に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち、引継ぎ情報として相手方が指定したものについては、この協定の有効期間内及び有効期間満了を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の3月前までに甲または乙から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第5条 協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項は、甲及び乙において協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲及び乙が署名・押印の上、各1通を保管する。

2018年10月15日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市 市長

金丸一元



乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

東京農業大学 学長

高野克己

